

固定資産（土地・家屋）を現に所有する者の申告書

令和 年 月 日

上 牧 町 長 殿

住 所

届出人 氏 名 印

電 話 ()

下記の被相続人は、固定資産課税台帳に所有者として登録されていますが、死亡しています。
つきましては、相続人の中で協議した結果、相続登記が完了するまでの間、現に所有する者の代表者
を下記のとおり決定したので、上牧町税条例第74条の3の規定に基づき申告します。

現に所有 する者の 代表者	ふりがな		
	氏 名	印	生年月日 (年 月 日)
	住 所 (所在地)		
被相続人 (亡くなら れた方)	ふりがな		
	氏 名		
	死 亡 時 の 住 所		
	死 亡 年 月 日	年	月 日
その他の 相続人	ふりがな	被相続人 との続柄	住 所 (所在地)
	氏 名		

◆固定資産（土地・家屋）を現に所有する者の申告書について

上牧町税条例第74条の3の規定に基づき、固定資産課税台帳に所有者として登録されている個人が死亡している場合、当該固定資産を現に所有する者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければなりません。

注1.) この申告書は、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間、現に所有している方の申告をしていただくものであり、現に所有している方（通常は相続人）が所有者となり、相続人が複数いる場合は全員の共有となり連帯納税義務が発生しますが、遺産分割や相続登記とは全く関係ありません。

なお、相続等の登記をされずと、翌年度から新しい所有者の方が納税義務者となります。

注2.) その他の相続人の欄には、相続権のある方全員の記入が必要です。

注3.) 相続放棄をされる場合は、家庭裁判所から送付される「相続放棄申述受理通知書」もしくは「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出ください。

注4.) 正当な事由がなく申告をしなかった場合には、上牧町税条例第75条の規定により、100,000円以下の過料を科される場合があります。